

付 議 第 3 号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成28年9月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和42年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「、トレーニング室」及び「（宿泊を伴う場合に限る。）」を削る。

別表第1中「別館会議室 体育館 屋外体育施設 トレーニング室」を「多目的室 体育館 屋外体育施設」に改める。

別表第2の1を次のように改める。

1 青少年ホール、本館会議室及び多目的室

区分		使用料				冷暖房設備 使用料（1 時間につ き）
		基本使用料			時間外使用 料（1時間 につき）	
		午前	午後	全日		
青少年ホール		3,630円	5,170円	8,800円	1,190円	350円
本館会議室A、B及びD		600円	900円	1,500円	200円	50円
本館会議室C	半室	600円	900円	1,500円	200円	50円
	全室	1,200円	1,800円	3,000円	400円	100円

多目的室	1,850円	2,650円	4,500円	600円	150円
------	--------	--------	--------	------	------

別表第2の2の(1)中

会議室	1時間につき310円
-----	------------

を

トレーニング室	高校生以下の者	1人1日につき50円
	その他の青少年	1人1日につき110円
	青少年以外の者	1人1日につき210円
会議室		1時間につき310円

に改め、同表の2の(2)中「1,500ルクス照明」を「全点灯」に、「750ルクス照明」を「1／2点灯」に、「300ルクス照明」を「1／5点灯」に改め、同表の3の(2)中「内野900ルクス・外野600ルクス照明」を「全点灯」に、「内野600ルクス・外野400ルクス照明」を「2／3点灯」に、「内野300ルクス・外野200ルクス照明」を「1／3点灯」に改め、同表の4を次のように改める。

4 宿泊施設

区分	単位	使用料
中学生以下の者	1人1泊	300円
青少年（中学生以下の者を除く。）	1人1泊	500円
青少年以外の者	1人1泊	900円

別表第2の5を削り、同表備考3中「別館会議室」を「多目的室」に、「午後5時（体育館の大アリーナ、小アリーナ若しくは会議室又は屋外体育施設の球場にあっては、午後9時）」を「午後9時（屋外体育施設の陸上競技場又は補助グラウンドにあっては、午後5時）」

に改め、同表備考6中「別館会議室」を「多目的室」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

参考資料 1

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議
案説明

この条例は、高知県立青少年センターの本館及び宿泊棟の改築に伴い、施設の使用料を定める等必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対

照 表 旧

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

（設置）

第1条 青少年（25歳未満の者をいう。以下同じ。）の健全な育成及びスポーツの振興を図るため、高知県立青少年センター（以下「青少年センター」という。）を香南市に設置する。

第1条 青少年（25歳未満の者をいう。以下同じ。）の健全な育成及びスポーツの振興を図るため、高知県立青少年センター（以下「青少年センター」という。）を香南市に設置する。

2 略

2 略

（使用料の納付）

（使用料の納付）

第3条 別表第1に定める施設を利用する者は、別表第2に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料を県に納付しなければならない。ただし、青少年にあっては、青少年センターの体育館、屋外体育施設のシャワー又は宿泊施設を利用するときに限る。

第3条 別表第1に定める施設を利用する者は、別表第2に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料を県に納付しなければならない。ただし、青少年にあっては、青少年センターの体育館、屋外体育施設のシャワー、トレーニング室又は宿泊施設（宿泊を伴う場合に限る。）を利用するときに限る。

別表第1（第3条関係）

別表第1（第3条関係）

青少年ホール	本館会議室	<u>多目的室</u>	体育館	屋外体育施設
施設	宿泊施設			

青少年ホール	本館会議室	<u>別館会議室</u>	体育館	屋外体育施設
施設	<u>トレーニング室</u>	宿泊施設		

別表第2（第3条関係）

別表第2（第3条関係）

1 青少年ホール、本館会議室及び多目的室

区分	使用料					
	基本使用料			時間外 使用料 (1時 間につ き)	冷暖房 設備使 用料 (1時 間につ き)	
	午前	午後	全日			
青少年ホ ール	3,630円	5,170円	8,800円	1,190円	350円	
本館会議 室A、B 及びD	600円	900円	1,500円	200円	50円	
本館 会議 室C	半 室	600円	900円	1,500円	200円	50円
	全 室	1,200円	1,800円	3,000円	400円	100円
多目的室	1,850円	2,650円	4,500円	600円	150円	

2 体育館

(1) 照明設備以外

区分	使用料			
	基本使用料			時間外使 用料(1 時間につ
	午前	午後	全日	

1 青少年ホール、本館会議室及び別館会議室

区分	使用料			
	基本使用料			時間外使 用料(1 時間につ き)
	午前	午後	全日	
青少年ホール	2,010円	2,880円	4,400円	670円
本館会議室	490円	700円	1,090円	170円
別館会議室	590円	840円	1,340円	190円

2 体育館

(1) 照明設備以外

区分	使用料			
	基本使用料			時間外使 用料(1 時間につ
	午前	午後	全日	

						き)	
大 ア リ ー ナ	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		38,050円	56,990円	83,810円	12,580円
		アマチュアスポーツ以外のもの		190,410円	285,620円	419,050円	62,860円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	高校生以下の者	1,840円	2,850円	4,190円	630円
			その他の青少年	3,690円	5,700円	8,390円	1,260円
			青少年以外の者	7,550円	11,390円	16,770円	2,520円
		アマチュアスポーツ以外のもの		38,050円	56,990円	83,810円	12,580円
小 ア リ ー ナ	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		18,380円	27,530円	40,480円	6,080円
		アマチュアスポーツ以外のもの		91,970円	137,950円	202,390円	30,370円
	入場	アマ	高校生	890円	1,380円	2,020円	310円

						き)	
大 ア リ ー ナ	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		38,050円	56,990円	83,810円	12,580円
		アマチュアスポーツ以外のもの		190,410円	285,620円	419,050円	62,860円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	高校生以下の者	1,840円	2,850円	4,190円	630円
			その他の青少年	3,690円	5,700円	8,390円	1,260円
			青少年以外の者	7,550円	11,390円	16,770円	2,520円
		アマチュアスポーツ以外のもの		38,050円	56,990円	83,810円	12,580円
小 ア リ ー ナ	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		18,380円	27,530円	40,480円	6,080円
		アマチュアスポーツ以外のもの		91,970円	137,950円	202,390円	30,370円
	入場	アマ	高校生	890円	1,380円	2,020円	310円

料を徴収しない場合	チュアスポーツ	以下の者		円	円	
	ポーツ	その他の青少年	1,790円	2,760円	4,050円	610円
		青少年以外の者	3,640円	5,510円	8,100円	1,220円
	アマチュアスポーツ以外のもの		18,380円	27,530円	40,480円	6,080円
トレーニング室	高校生以下の者		1人1日につき50円			
	その他の青少年		1人1日につき110円			
	青少年以外の者		1人1日につき210円			
会議室		1時間につき310円				
シャワー		1人1回につき96円				
持込み電気機器		原価計算を基礎として知事が定める額				

(2) 照明設備

区分	使用料（1時間につき）		
	全面	4分の3	2分の1

料を徴収しない場合	チュアスポーツ	以下の者		円	円	
	ポーツ	その他の青少年	1,790円	2,760円	4,050円	610円
		青少年以外の者	3,640円	5,510円	8,100円	1,220円
	アマチュアスポーツ以外のもの		18,380円	27,530円	40,480円	6,080円
会議室		1時間につき310円				
シャワー		1人1回につき96円				
持込み電気機器		原価計算を基礎として知事が定める額				

(2) 照明設備

区分	使用料（1時間につき）		
	全面	4分の3	2分の1

			面	面	面
大 ア リ ー ナ	<u>全点灯</u>	1,120円	830円	560円	280円
	<u>1 / 2点灯</u>	560円	410円	280円	140円
	<u>1 / 5点灯</u>	220円	170円	110円	50円
小 ア リ ー ナ	<u>全点灯</u>	610円	—	310円	—
	<u>1 / 2点灯</u>	310円	—	160円	—
	<u>1 / 5点灯</u>	120円	—	60円	—

3 屋外体育施設

(1) 略

(2) 照明設備

区分		使用料（1時間につき）
球場	<u>全点灯</u>	1,090円
	<u>2 / 3点灯</u>	740円
	<u>1 / 3点灯</u>	370円

4 宿泊施設

			面	面	面
大 ア リ ー ナ	<u>1,500ルクス 照明</u>	1,120円	830円	560円	280円
	<u>750ルクス照 明</u>	560円	410円	280円	140円
	<u>300ルクス照 明</u>	220円	170円	110円	50円
小 ア リ ー ナ	<u>1,500ルクス 照明</u>	610円	—	310円	—
	<u>750ルクス照 明</u>	310円	—	160円	—
	<u>300ルクス照 明</u>	120円	—	60円	—

3 屋外体育施設

(1) 略

(2) 照明設備

区分		使用料（1時間につき）
球場	<u>内野900ルクス・外野600ルク ス照明</u>	1,090円
	<u>内野600ルクス・外野400ルク ス照明</u>	740円
	<u>内野300ルクス・外野200ルク ス照明</u>	370円

4 トレーニング室

区分	単位	使用料
中学生以下の者	1人1泊	300円
青少年（中学生以下の者を除く。）	1人1泊	500円
青少年以外の者	1人1泊	900円

区分	使用料（1人1日につき）
高校生以下の者	50円
その他の青少年	110円
青少年以外の者	210円

5 宿泊施設

区分	単位	使用料			
		午前	午後	全日	
宿泊以外	青少年以外の者	1室	240円	350円	530円
宿泊	中学生以下の者	1人 1泊	220円		
	青少年（中学生以下の者を除く。）	1人 1泊	390円		
	青少年以外の者	1人 1泊	760円		

- 備考 1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間をいう。
- 2 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者が体育館の大アリーナ又は小アリーナに入場する者から徴収する対価を、「高校生」とは高等学校の生徒その他これに準ずる者を、「その他の青少年」とは高校生以下の者以外の青少年を、

- 備考 1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間をいう。
- 2 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者が体育館の大アリーナ又は小アリーナに入場する者から徴収する対価を、「高校生」とは高等学校の生徒その他これに準ずる者を、「その他の青少年」とは高校生以下の者以外の青少年を、

「中学生」とは中学校の生徒その他これに準ずる者を、
「持込み電気機器」とは体育館に持ち込んで使用する電気
機器で、その使用の際に通常以上に電力を消費するものを
いう。

- 3 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の
本来の利用目的に青少年ホール、本館会議室、多目的室、
体育館の大アリーナ、小アリーナ若しくは会議室又は屋外
体育施設の球場、陸上競技場若しくは補助グラウンドを利用
する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間
を含むものとする。ただし、当該施設を引き続き2日以上
にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管す
るだけのために利用するその間の午後9時（屋外体育施設
の陸上競技場又は補助グラウンドにあっては、午後5時）
から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとし
る。
- 4 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき
又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用
時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 5 体育館の大アリーナ又は小アリーナを2分の1又は4分
の1に区分して利用する場合の額は、この表に規定するそ
れぞれの区分の使用料の額にそれぞれ0.5又は0.25（4分
の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額
（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切
り捨てる。）とする。
- 6 青少年ホール、本館会議室、多目的室、体育館の大アリ

「中学生」とは中学校の生徒その他これに準ずる者を、
「持込み電気機器」とは体育館に持ち込んで使用する電気
機器で、その使用の際に通常以上に電力を消費するものを
いう。

- 3 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の
本来の利用目的に青少年ホール、本館会議室、別館会議
室、体育館の大アリーナ、小アリーナ若しくは会議室又は
屋外体育施設の球場、陸上競技場若しくは補助グラウンド
を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する
時間を含むものとする。ただし、当該施設を引き続き2日
以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保
管するだけのために利用するその間の午後5時（体育館の
大アリーナ、小アリーナ若しくは会議室又は屋外体育施設
の球場にあっては、午後9時）から翌日の午前8時30分ま
での時間は、含まないものとする。
- 4 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき
又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用
時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 5 体育館の大アリーナ又は小アリーナを2分の1又は4分
の1に区分して利用する場合の額は、この表に規定するそ
れぞれの区分の使用料の額にそれぞれ0.5又は0.25（4分
の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額
（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切
り捨てる。）とする。
- 6 青少年ホール、本館会議室、別館会議室、体育館の大ア

ーナ若しくは小アリーナ又は屋外体育施設の球場、陸上競技場若しくは補助グラウンドを時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の時間外使用料の額（体育館の大アリーナ又は小アリーナを2分の1又は4分の1に区分して利用する場合にあっては、当該額に0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。））に利用時間を乗じて計算する。

7 宿泊施設に係る使用料には、食堂において提供される食事代を含まないものとする。

アリーナ若しくは小アリーナ又は屋外体育施設の球場、陸上競技場若しくは補助グラウンドを時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の時間外使用料の額（体育館の大アリーナ又は小アリーナを2分の1又は4分の1に区分して利用する場合にあっては、当該額に0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。））に利用時間を乗じて計算する。

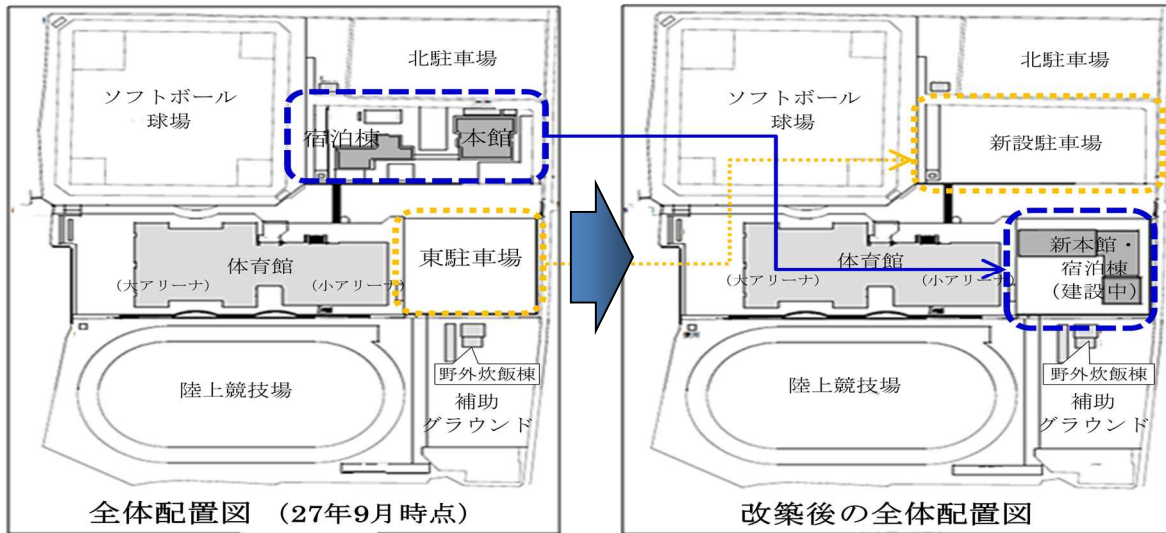
7 宿泊施設に係る使用料には、食堂において提供される食事代を含まないものとする。

青少年センター本館及び宿泊棟の改築について

生涯学習課

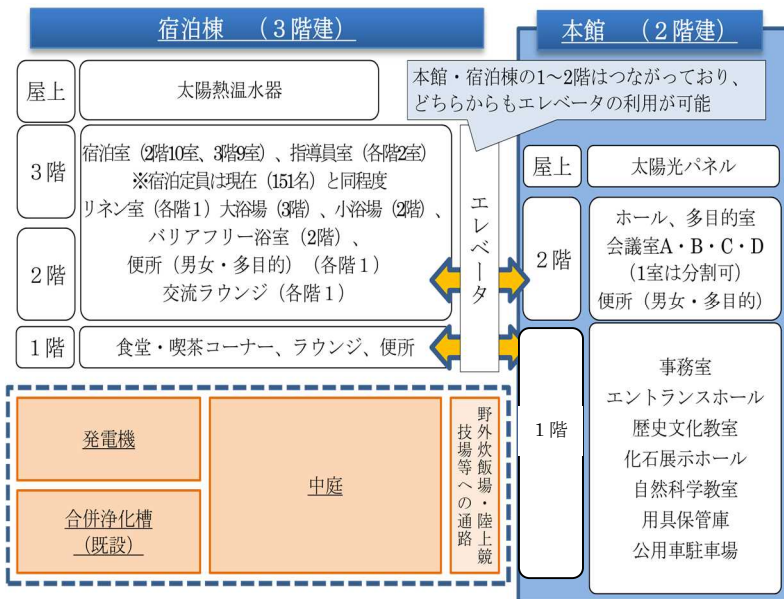
(1) 整備計画の概要

- ①現在の東駐車場に、新たな本館及び宿泊棟等を建設 (H27.10月～H28.12月)
- ②新たな本館及び宿泊棟完成引渡し(12月)・引越後、2月から新館を運用開始
※施設利用料の見直しなどを含む設置管理条例の改正：9月議会
- ③旧本館及び宿泊棟の取り壊し
- ④取り壊し後の跡地を、駐車場として整備 (H29年末頃完了見込)



(2) 本館及び宿泊棟工事の概要

- ・ 本体工事：鉄筋コンクリート造3階建(本館2階建・宿泊棟3階建)、延床面積 3,656.62 m²
- ・ 付帯工事：本館－体育館間渡り廊下、身体障害者用駐車場等
- ・ 工期：平成27年10月16日～平成28年10月9日(360日)
平成28年11月30日(工期延長52日)(平成28年8月15日変更契約・専決処分)
- ・ 契約額：861,840千円(平成27年9月議会議決済)
862,035,560円(平成28年3月30日増額変更契約・専決処分)
- ・ 受注業者：関西新洋西山・四国開発特定建設工事共同企業体



【新たに整備した施設・設備】

- 多目的室・会議室 2室→4室
- 宿泊室 17室→23室(宿泊定員 151名→153名)
- バリアフリー浴室・体育館への渡り廊下
- 歴史文化教室・自然科学教室
- 太陽光パネル・太陽熱温水器・自家発電機

県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案説明資料

生涯学習課

1 改正の趣旨

青少年センターの本館及び宿泊棟の改築にともない、従来の施設の使用料を見直すとともに、新たな施設が整備されたことによる使用料の設定を行うもの。

加えて、青少年ホール、会議室及び新たに設置する多目的室の夜間利用を可能にし、宿泊者以外の利用にも供するほか、施設区分の表記の変更等規程の整備を図るもの。

2 改正内容

(1) 現行の施設は昭和42年に建築された建物であり、改築にあたり実勢価格(管理運営費及び減価償却費用から算定される価格)に基づき利用料金を設定した。なお、近隣の類似施設と比較しても妥当な額である。

(例) 香南市ふれあいセンター 第1研修室(82㎡)

青少年ホール(245㎡)と比較 面積・使用料を3倍 82㎡×3=246㎡ 全日利用の場合 10,500円
 本館会議室(42㎡)と比較 面積・使用料を2分の1 82㎡÷2=41㎡ 全日利用の場合 1,750円

(2) 改正前の全日使用料については、0.9掛けの割引があったが、他の県立青少年教育施設の料金設定を考慮して、当該割引をしないこととする。

(3) 青少年ホール、本館会議室及び多目的室を宿泊者以外の夜間利用にも供することから冷暖房費の経費の増に対応するため、受益者負担の観点から新たに冷暖房費の電気料金に基づく利用料金を設定する。

(4) 青少年ホール、本館会議室及び多目的室の利用時間について、日帰り利用の場合は午前8時30分から午後5時までとしていたところを午後9時までとし、利便性を高め利用を促進する。

* 宿泊施設における「宿泊以外」の利用料金は使用実態が無いことから削除し、「宿泊」のみの利用料金とする。

3 新旧対照表

(1) 青少年ホール、会議室及び多目的室

【改正前】

区分	使用料			
	基本使用料			時間外使用料 (1時間につき)
	午前(8:30~12:00)	午後(12:00~17:00)	全日(8:30~17:00)	
青少年ホール	2,010円	2,880円	4,400円	670円
本館会議室	490円	700円	1,090円	170円
別館会議室	590円	840円	1,340円	190円

利用時間...午前8時30分から午後5時

【改正後】

区分	使用料				冷暖房費 (1時間につき)	
	基本使用料			時間外使用料 (1時間につき)		
	午前(8:30~12:00)	午後(12:00~17:00)	全日(8:30~17:00)			
青少年ホール	3,630円	5,170円	8,800円	1,190円	350円	
本館会議室A、B及びD	600円	900円	1,500円	200円	50円	
本館会議室C	半室	600円	900円	1,500円	200円	50円
	全室	1,200円	1,800円	3,000円	400円	100円
多目的室	1,850円	2,650円	4,500円	600円	150円	

利用時間...午前8時30分から午後9時

(2) 宿泊施設

【改正前】

区分	単位	使用料			
		午前	午後	全日	
宿泊以外	青少年以外の者	1室	240円	350円	530円
宿泊	中学生以下の者	1人1泊	220円		
	青少年(中学生以下の者を除く。)	1人1泊	390円		
	青少年以外の者	1人1泊	760円		

【改正後】

区分	単位	使用料
中学生以下の者	1人1泊	300円
青少年(中学生以下の者を除く。)	1人1泊	500円
青少年以外の者	1人1泊	900円

* 上記(1)及び(2)の施設に消費税を加えた額(10円未満は切り捨て)を納付